

あわら市水道料金等検討委員会提言にかかる資料

目次

【背景】	1
1. 給水量の減少	1
(1) 給水人口の推移	1
(2) 給水量の推移	1
【水道事業】	2
1. 老朽化する施設	2
2. 水道事業会計の予測	3
(1) 収益的収支	3
(2) 資本的収支	4
【下水道事業】	5
1. 増大する企業債償還金	5
2. 内部留保資金の枯渇	6
3. 公共下水道事業会計の予測	7
(1) 収益的収支	7
(2) 資本的収支	7
【検討結果】	8

【背景】

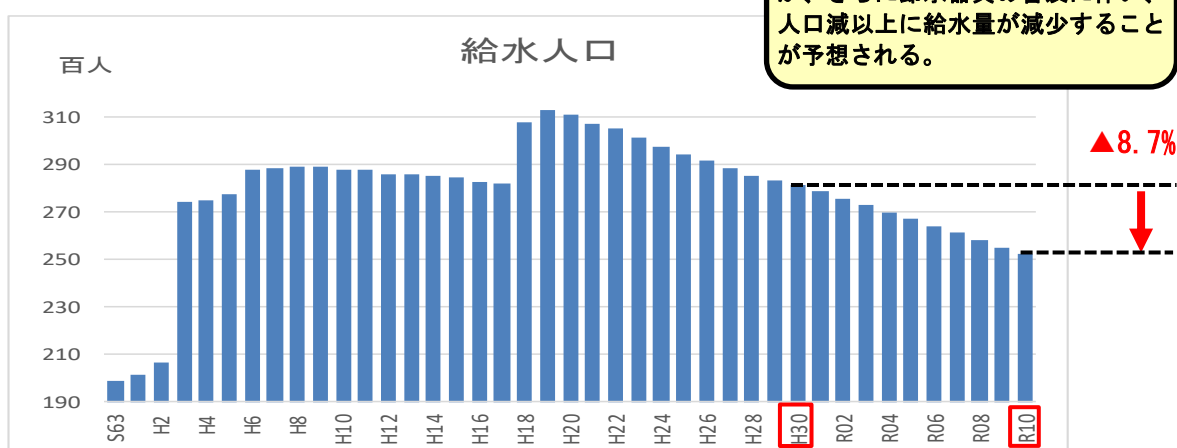
1. 給水量の減少

近年の人口減少の影響により、給水人口は年々減少し続けており、今後10年間で8.7%減少することが予測されています。

それに伴い、給水量も年々減少し続けており、今後10年間では給水人口を上回る12.7%減少する予測となっています。

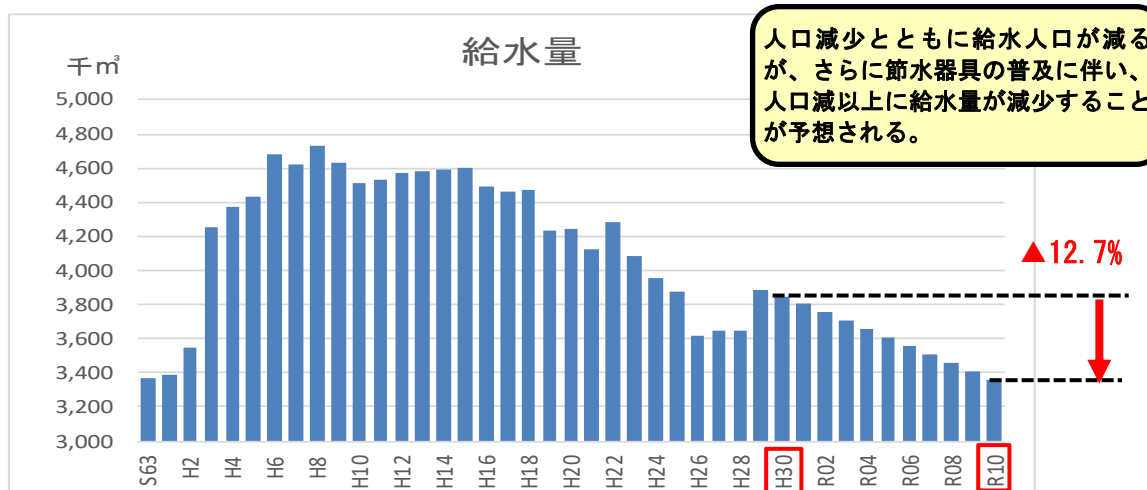
給水人口の減少率よりも給水量の減少率の方が大きいのは、節水意識の高まりと節水型機器の普及により、一人当りの使用水量が減少したことによるものと推測されます。そのため、今後の水道事業及び公共下水道事業の運営は、給水量の動向に注意しながら進めていく必要があります。

(1) 給水人口の推移



人口減少とともに給水人口が減るが、さらに節水器具の普及に伴い、人口減以上に給水量が減少することが予想される。

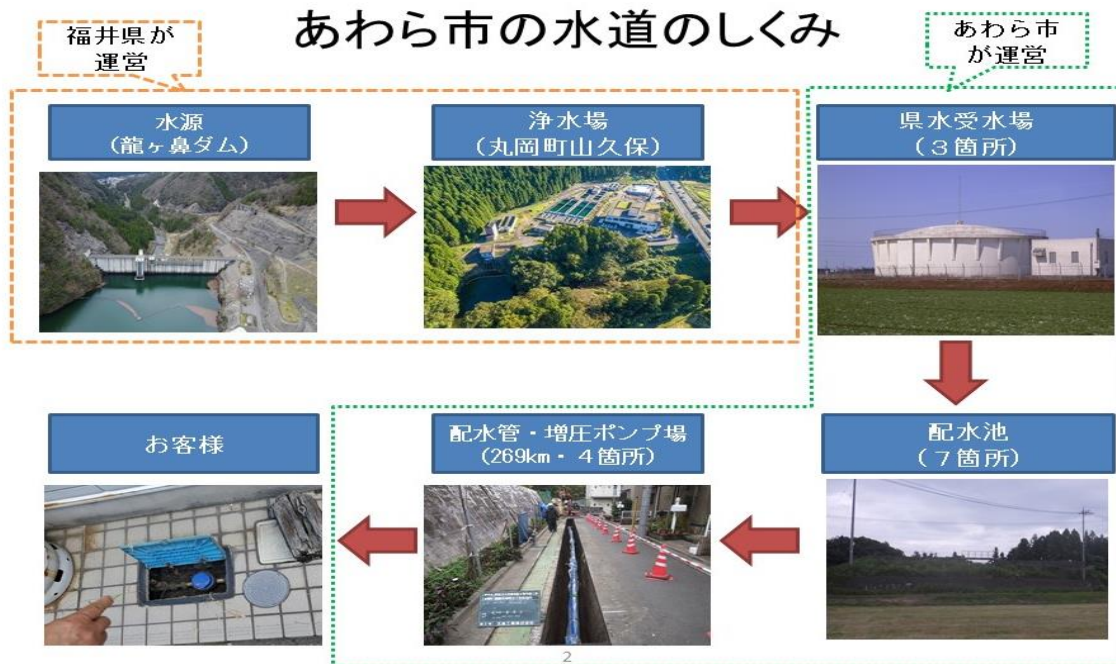
(2) 給水量の推移



人口減少とともに給水人口が減るが、さらに節水器具の普及に伴い、人口減以上に給水量が減少することが予想される。

【水道事業】

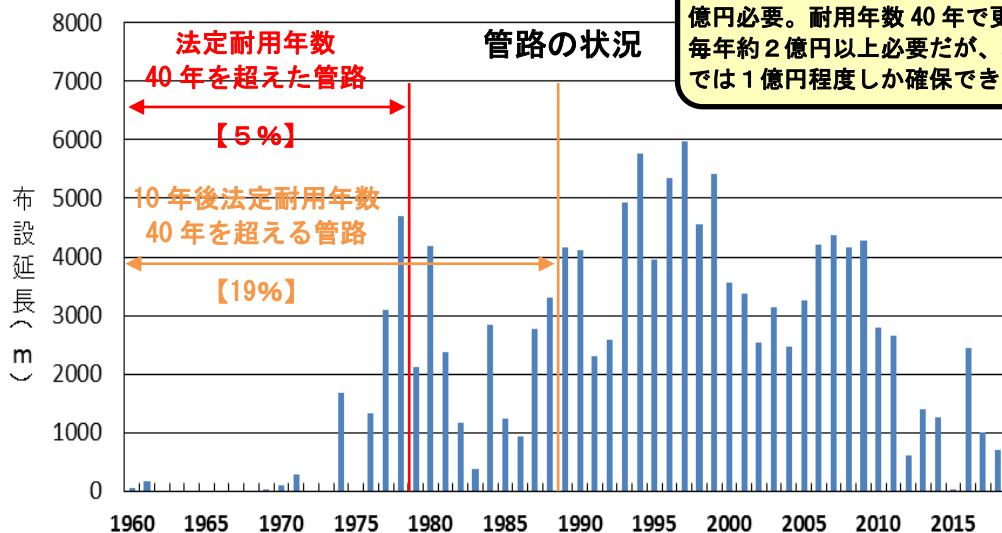
水道は、飲料、炊事、洗濯、入浴など私たちの生活にはなくてはならない重要なライフラインです。水道水が各家庭や事業所などに届くまでにはたくさんの施設があり、24時間365日休まず稼働しています。そして、浄化しきれいになった水を点検・検査を行いながら、異常がないか監視しています。



安全で安心な水道水を届けるためには、管路はもとより、このようなさまざまな施設や機械装置などを、いつも正常な状態に保つ必要があります。そのためには、更新時期を迎えた施設を常に新しいものに入れ替えていかなければなりません。

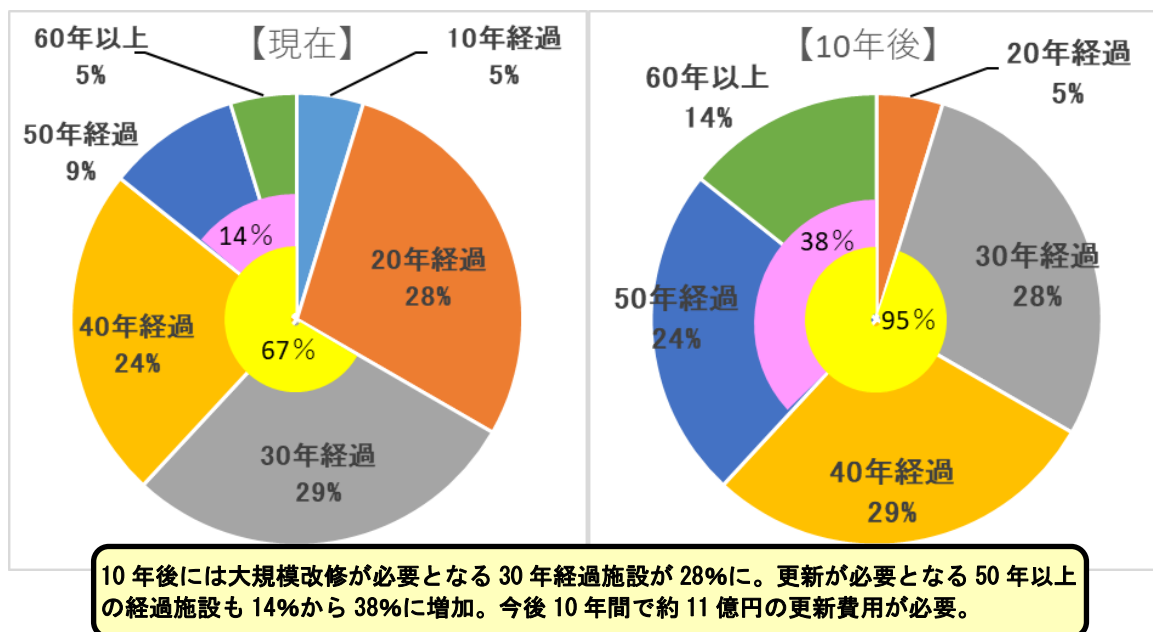
本市の水道施設は、昭和26年から整備され、各地域にあった簡易水道を取り込みながら現在は市内全域を網羅しています。しかし現在、整備開始から60年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、いつ水道水が止まってもおかしくない状況になってきています。

1. 老朽化する施設



全ての管路(270km)を更新するには81億円必要。耐用年数40年で更新するには毎年約2億円以上必要だが、現在のままでは1億円程度しか確保できない。

配水施設の状況



老朽化した施設については、人口減少に対応すべく施設のダウンサイジングを行いながら計画的に更新し、費用の平準化を図ることとしています。

2. 水道事業会計の予測

本検討委員会では、令和元年度から10年間の水道事業会計の収支を予測しました。

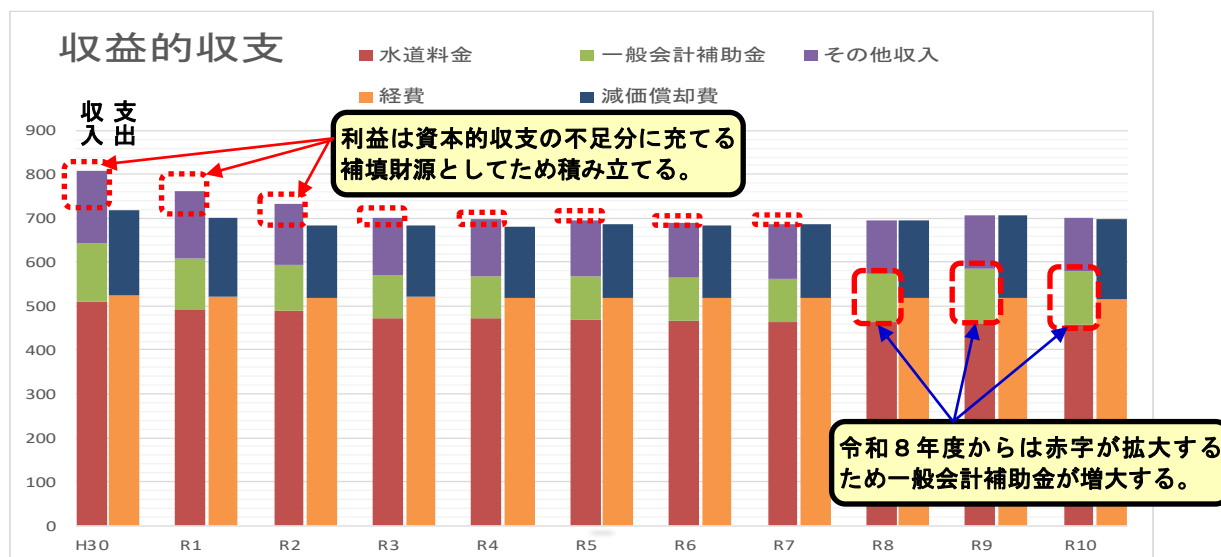
水道事業は、水道料金等の収入を元に地方公営企業法に基づいた企業会計により会計処理をし、事業を運営しています。

公営企業会計では、水道水を各家庭に給水して収益を得る「収益的収支」とその水道水を各家庭に給水するため必要な水道施設を建設・更新する「資本的収支」に分けて収支を管理しています。

(1) 収益的収支

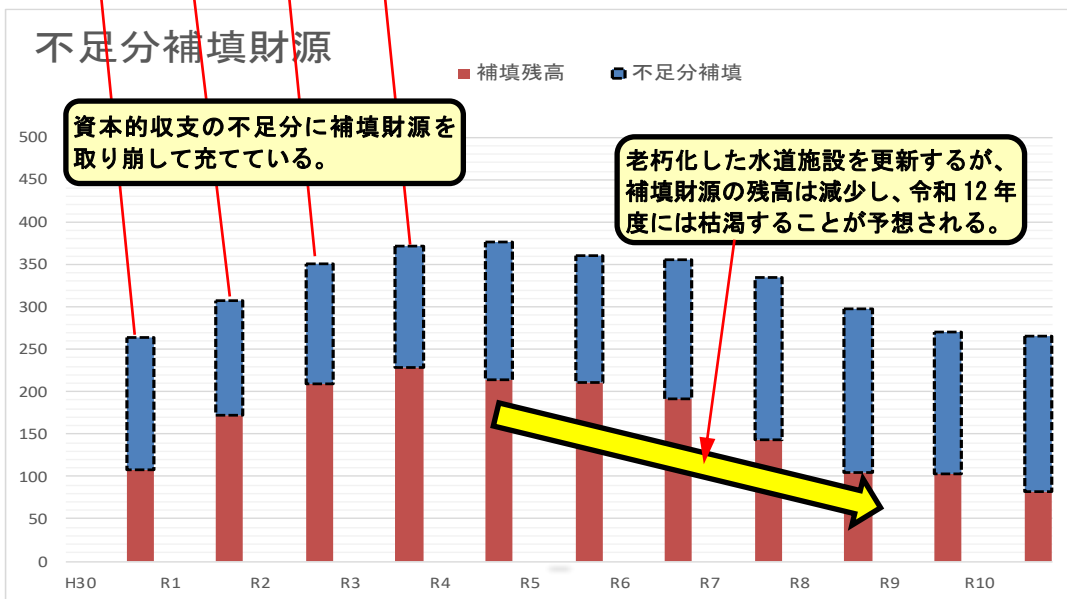
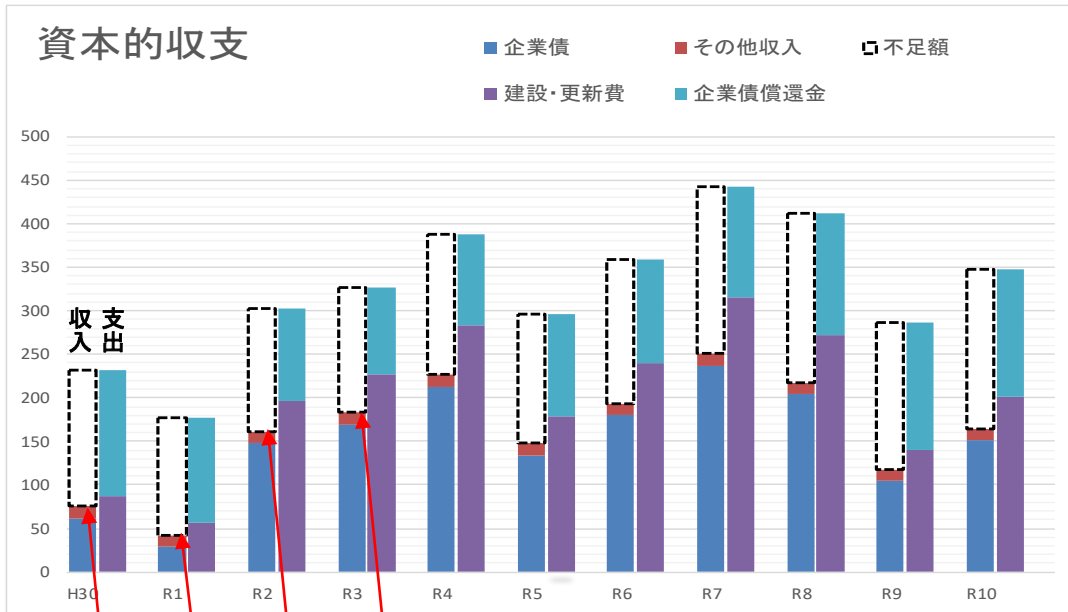
公営企業会計では収益的収支で利益を出し、「積立金」として積み立て、また、過去に整備してきた水道施設を減価償却し、それを費用として計上して、資本的収支の不足分に充てるための「内部留保資金」を積み立てて、水道施設を建設・更新する「資本的収支」の不足分に充てています。

現在は、一般会計からの補助金を受けることで令和7年度までは黒字を計上することができますが、令和8年度からは赤字決算となり、一般会計からの補助金を増額しなければ事業を運営することができない状況に陥ります。



(2) 資本的収支

資本的収支では、当該年度の水 道施設の建設・更新に係る経費の大部分を借金（企業債）で賅っていますが、過去の建設・更新費に借りてきた企業債の償還金分が不足するため、収益的収支で積み立てられた内部留保資金や積立金で補填しています。



【下水道事業】

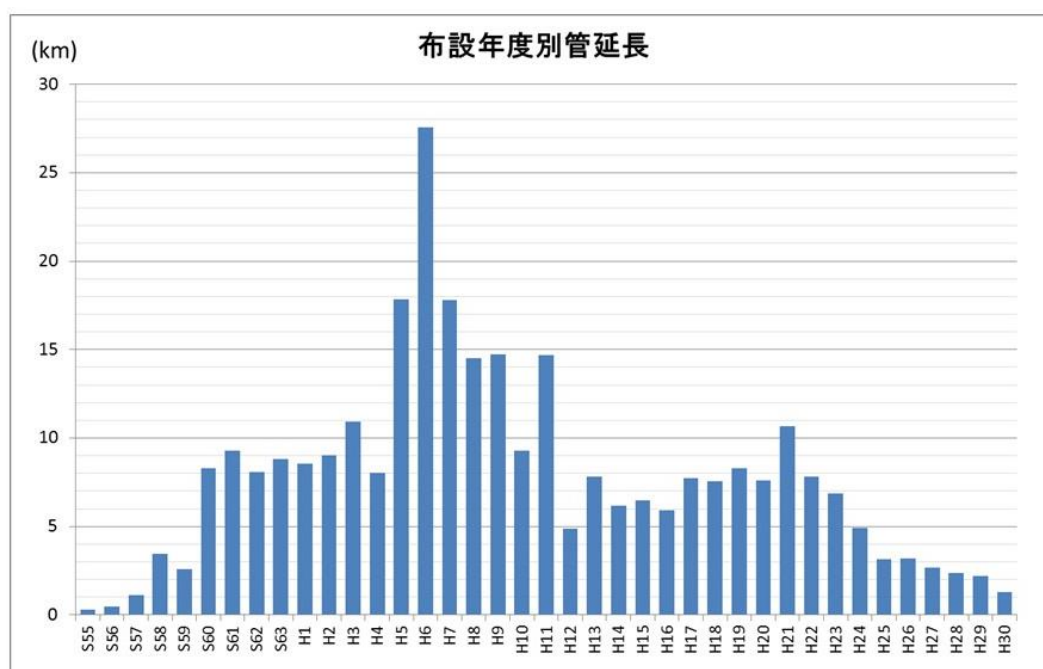
下水道は、トイレの水洗化や生活雑排水などの汚水の排除による生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全などのため、今では私たちの生活に欠かすことのできない社会インフラとなっています。

あわら市の下水道のしくみ

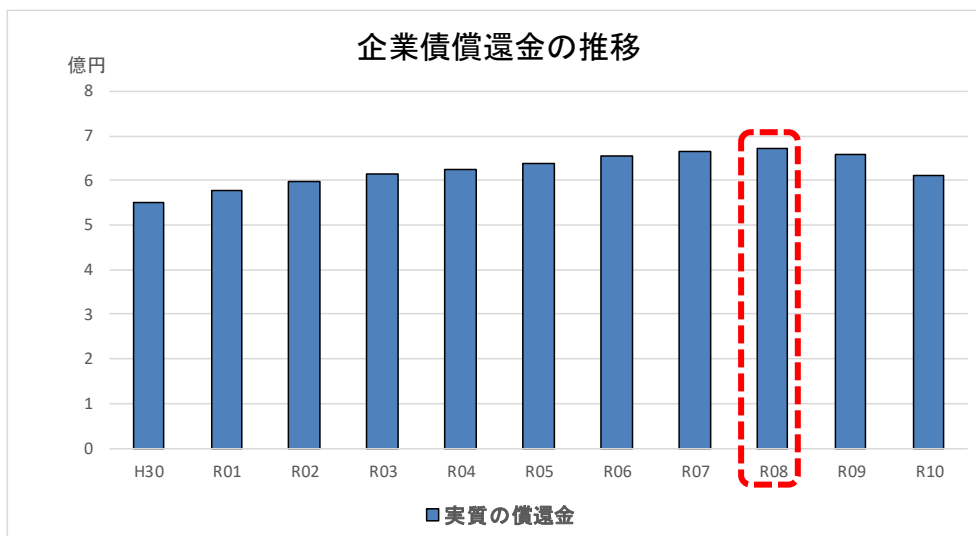


1. 増大する企業債償還金

本市の下水道施設は、昭和 59 年から整備され、法定耐用年数を超えた管路などはなく老朽化はそれほど進行していません。しかし、生活環境の改善や河川等の水質改善に伴い早期整備を求められたことから、日本の社会情勢が好景気で償還利率の高かった昭和末期から平成初期に集中的に工事を推進してきました。

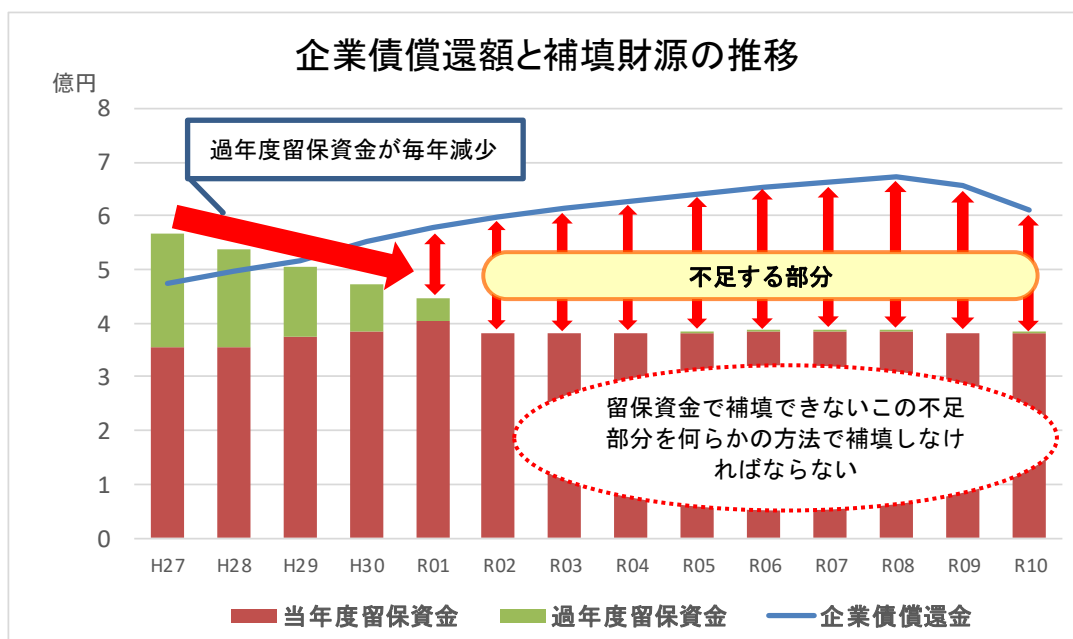


そのため、企業償還金が今後さらに増大し、令和8年度にピークを迎え、その額は6億7千1百万円となります。



2. 内部留保資金の枯渇

企業償還金が増大する中、資本的収支の不足分の補填財源が不足しており、その大きな要因が過去に積み立ててきた過年度留保資金の枯渇が大きな要因となっています。

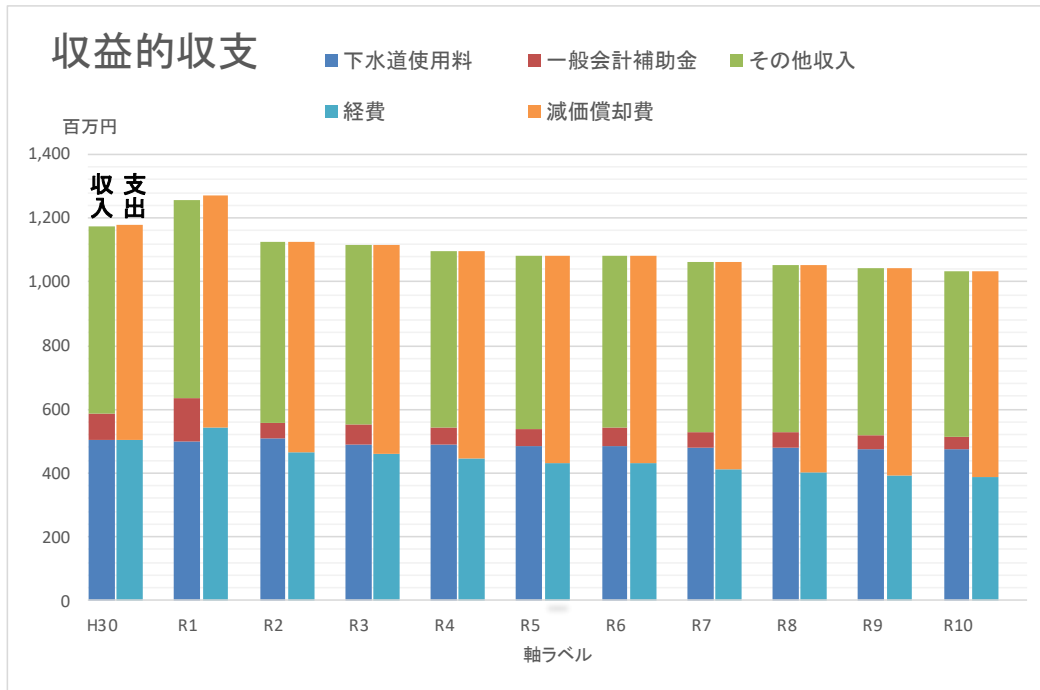


3. 公共下水道事業会計の予測

公共下水道事業においても水道事業と同様公営企業法に基く公営企業会計により会計処理しており、下水道事業においても令和元年度から10年間の公共下水道事業会計の収支を予測しました。

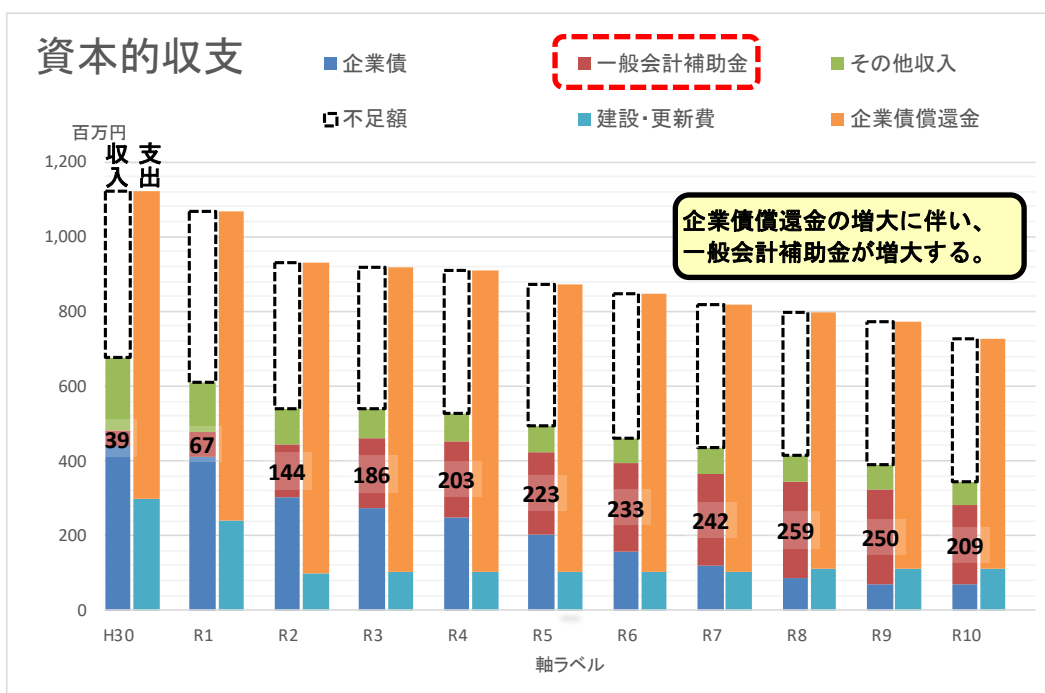
(1) 収益的収支

収益的収支においては、過去に整備してきた下水道施設にかかる減価償却費が大きいことから、一般会計からの補助金がなければ赤字決算となります。



(2) 資本的収支

資本的収支においても、留保資金で補填ができないため、不足分を一般会計からの補助金で賄わなければならない、企業債償還金の増大に伴い補助金が増大することが予想されます。



【検討結果】

一般会計においては、人口減少に伴う税収等の減少や高齢化の進行に伴う医療費や福祉関係費用の増大が見込まれ、さらに、北陸新幹線福井延伸に伴う大型事業が控えている中で、これ以上、水道事業及び公共下水道事業会計に補助金を費やすことはできません。

また、本来、公営企業会計を採用する水道事業及び公共下水道事業会計は、一般会計からの補助金を受けることなく、料金等の収入のみで運営しなければならない「独立採算制」の原則に則らなければならないとされています。しかし、これまで一般会計から補助金を受けているばかりか、今後さらに増大しなければ運営できない状況です。

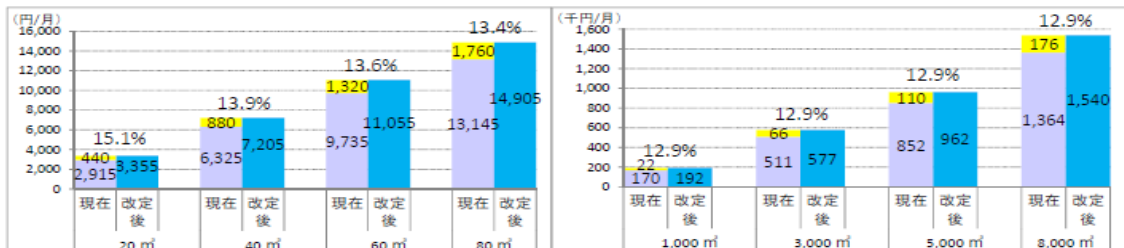
そのようなことから、あわら市水道料金等検討委員会では、料金等の改定はやむなしとの結論に至りました。

独立採算の原則に従い、一般会計からの補助金を受けることなく運営するためには、今後10年間に、水道事業で32%、公共下水道事業で52%の値上げが必要となりますが、到底このような値上げは使用者に受け入れられるものではないと判断しました。そのため、基本料金及び基本使用料を100円から300円まで、超過料金及び超過使用料を10円から30円までを引き上げるパターンを想定し、将来の投資財政見通しや今後の一般会計からの補助金の推移にも注視して、さまざまなシミュレーションを行い検討しました。

水道事業においては、令和10年度までの10年間に、老朽化した施設の更新に必要最低限で投資した場合に要する経費を算出するとともに、本格的に更新事業を開始する令和2年度末の補填財源残高約3億円を令和10年度にも確保してそれ以降の更新に備えることとし、料金の改定率を15%（基本料金200円、超過料金20円）とすることが妥当であるとの結論に至りました。

なお、料金改定については、激減緩和に配慮するため4年ごとに段階的に引き上げることとし、令和2年10月に10%（基本料金200円、超過料金10円）引き上げた後、令和6年10月に5%（超過料金10円）引き上げることが妥当であるとの結論に至りました。ただし、令和6年10月の値上げについては、社会情勢の変化も著しいことから当然に改定するのではなく、毎年の決算状況を検証したうえで改定を行うよう意見を付しています。

使用水量ごとの水道料金（月額）
基本料金200円、超過料金20円値上げの場合



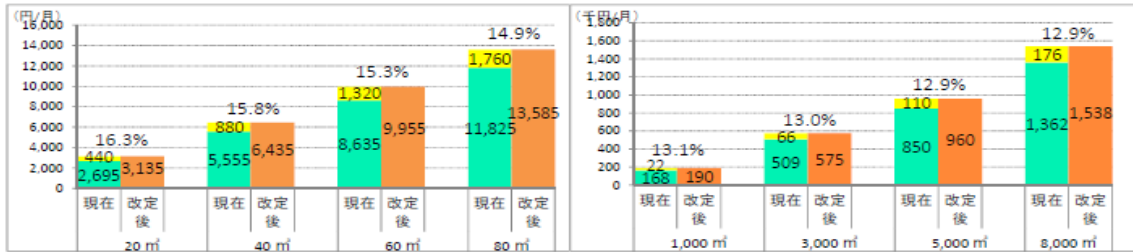
※①黄色の部分が、値上げによる影響額。②金額は消費税込

改定率	2018 H30	2019 R1	2020 R2 10%	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6 5%	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
水道料金	510	492	490	520	518	517	514	534	532	531	527
一般会計補助金	133	117	127	62	69	72	72	51	54	58	61
その他収入	165	153	139	134	132	131	128	127	125	123	122
うち長期前受け金 (B)	49	44	42	37	35	33	31	29	27	26	24
収入計	808	762	756	717	719	720	714	712	711	712	710
営業経費	525	523	518	516	515	515	513	513	513	514	512
減価償却費 (A)	194	179	165	163	162	166	165	168	177	187	182
支出計	720	702	683	679	678	681	678	681	690	701	695
当年度純利益	88	60	72	37	41	38	35	31	20	11	15
積立金処分	▲ 80	▲ 60	▲ 71	▲ 36	▲ 41	▲ 37	▲ 35	▲ 30	▲ 20	▲ 10	▲ 14
未処分利益剰余金	525	533	533	534	535	535	536	537	537	537	538
当年度留保資金 (A)-(B)	145	134	124	126	127	133	134	139	150	161	158
企業債	61	48	148	170	213	134	180	237	204	105	151
その他収入	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
収入計	76	62	161	184	227	148	194	251	218	118	165
建設改良費	87	31	197	227	284	178	240	316	272	139	201
企業債償還金	146	121	107	101	106	119	119	128	141	148	148
支出計	232	152	304	328	390	297	359	444	413	288	349
不足額	▲ 156	▲ 90	▲ 142	▲ 144	▲ 163	▲ 150	▲ 166	▲ 193	▲ 195	▲ 169	▲ 185
消費税調整額	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
留保資金使用額	150	85	137	139	158	145	142	139	150	161	158
積立金使用額	0	0	0	0	0	0	19	49	40	4	22
留保資金残額	28	78	64	51	20	8	0	0	0	0	0
積立金残額	80	140	211	247	288	325	341	322	302	308	300
補填財源残額	108	218	275	298	308	333	341	322	302	308	300
企業債残高	1,302	1,229	1,269	1,338	1,445	1,459	1,520	1,630	1,693	1,649	1,651

一般会計補助金平均 (R03~R10) 62

下水道事業においては、今後10年間、一般会計からの補助金を令和元年度規模に抑えることを念頭に、改定率を15%（基本使用料200円、超過使用料20円）とすることが妥当であるとの結論に至りました。下水道事業においても、水道事業同様、段階的に引き上げし、令和2年10月に10%（基本使用料200円、超過使用料10円）引き上げた後、令和6年10月に5%（超過使用料10円）引き上げることが妥当であるとの結論に至っており、令和6年10月の改定は、毎年の決算状況を検証したうえで値上げを行うよう意見を付しています。

使用水量ごとの下水道使用料（月額）
基本料金200円、超過料金20円値上げの場合



※①黄色の部分が、値上げによる影響額。②金額は消費税込

	2018 H30	2019 R1	2020 R2 10%	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6 5%	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	
(単位:百万円)												
改定率												
収益的収支	下水道使用料	503	511	507	552	549	546	543	568	565	562	559
	一般会計補助金①	83	141	106	55	56	56	55	58	58	58	57
	その他収入	589	620	570	564	556	550	545	541	535	530	526
	うち長期前受け金(B)	286	321	276	276	273	272	272	272	271	271	271
	収入計	1,175	1,272	1,183	1,172	1,161	1,152	1,143	1,167	1,158	1,150	1,143
	営業経費	532	557	468	454	460	459	434	424	416	408	414
	減価償却費(A)	644	724	653	653	647	646	645	646	645	644	646
	支出計	1,176	1,281	1,121	1,107	1,107	1,105	1,080	1,071	1,061	1,052	1,060
	当年度純利益	▲2	▲9	▲61	▲63	▲53	▲46	▲62	▲95	▲96	▲96	▲82
	積立金処分	0	0	▲56	▲63	▲53	▲46	▲62	▲95	▲96	▲96	▲81
未処分利益剰余金	42	33	38	38	39	39	40	40	40	41	42	
当年度留保資金(A)-(B)	358	403	377	377	374	374	374	374	374	373	374	
資本的収支	企業債	441	423	318	285	259	207	164	135	100	100	100
	一般会計補助金②	39	66	72	89	121	153	153	120	125	106	101
	その他収入	197	142	102	99	96	89	89	90	90	85	84
	収入計	676	631	492	473	475	449	406	344	315	291	285
	建設改良費	296	267	100	100	100	100	100	100	100	100	130
	企業債償還金他	824	827	830	818	807	774	746	718	690	666	616
	支出計	1,120	1,094	930	918	907	874	846	818	790	766	746
	不足額	▲444	▲462	▲438	▲445	▲432	▲425	▲441	▲474	▲475	▲474	▲460
	消費税調整額	13	17	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	留保資金使用額	431	446	377	377	374	374	374	374	374	373	374
積立金使用額	0	0	56	63	53	46	62	95	96	96	81	
留保資金残額	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立金残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源残額	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高	10,673	9,887	9,388	8,868	8,347	7,822	6,663	6,767	6,251	5,769	5,348	
一般会計補助金計(①+②)	122	207	179	144	177	209	208	178	183	164	159	
											一般会計補助金平均(R03~R10)	178

また、料金等の体系についても検討をしました。本市では、基本料金及び基本使用料に基本水量10m³を設定していますが、料金等の具体的算定方法として日本水道協会が定める「水道料金算定要領」及び日本下水道協会が定める「下水道使用料算定の基本的考え方」では、基本水量を排除することを推奨しており、全国においても排除の傾向にあります。

しかし、本市には芦原温泉上水道財産区というもう一つの水道事業者が存在し、また、あわら市同様、県が運営する坂井地区水道用水供給事業から水道用水を購入し、九頭竜川流域下水道事業により汚水の処理をしている坂井市においても基本水量制が採用されていることから、今後の広域化も見据え、これまでどおり基本水量制を採用することが妥当であるとの結論に至りました。ただし、10m³以下の利用者が年々増加していることから、使用水量に基づき料金等を徴収することで不公平感をなくすためにも、次回の改定の際には基本水量制の見直しについて検討するよう意見を付しました。

なお、水道料金においては口径別料金を次回改定の際に検討すること、水道及び下水の使用量増加施策の推進に努めること、下水道においては普及率及び水洗化率の向上を図り、収入の確保に努めることなどの意見があったため、それらについても意見を付しました。